

2021(令和3)年度 定期監査(本庁・支所等)結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 2021(令和3)年度
3. 監査結果報告 2022(令和4)年2月16日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
商工労働課	各種団体の補助金について、適正化指針に基づき当該団体と協議を行いながら、適正なものとされるよう努められたい。	<p>【検討中】 報告日：令和4年9月1日</p> <p>次年度の当初予算を要求するにあたり、各種団体へ補助金の交付希望調書の提出を求めています。今後は、「補助金等の適正化に関する指針」に基づき、提出された書類の内容を審査した上で、各種団体と協議を行いながら適正なものとなるように努めていきます。</p>
生涯学習課	教育集会所における会計年度任用職員について、活動内容の実績が把握できるよう報告書を作成させ、業務量に見合った人員配置となるよう努められたい。	<p>【措置済】 措置日：令和4年3月1日(教育集会所担当者会議) ※継続して取り組み中。</p> <p>ご指摘いただいている会計年度任用職員の活動内容については、当該職員が業務実績表を作成し、その実績表を所属長他に報告しています。また、教育集会所担当者会議における事業実施の状況の把握や、成果と課題について協議する会議の開催、そして生涯学習課人権同和教育係による現地への指導・支援を行いながら活動実績の把握に努めています。</p> <p>教育集会所における会計年度任用職員の配置につきましては、生活実態調査の結果明らかになった部落差別の結果における課題の解決にむけて、教育・文化の向上や、差別撤廃に向けた人権教育の向上をめざして、教育集会所周辺地域や校区を対象として、それぞれの地域の実情に応じた教室の開催や、講座・学習会の開催をはじめ、人権・生活・教育における相談活動を行っています。しかし、部落差別の現状は、情報化の進展に伴い2016年度に国において「部落差別解消推進法」が制定されるほど、より厳しく、そしてより見えにくくなっております。その事によって、被差別部落に関係する地域住民は、差別に脅え不安を感じ、自らの出自について胸を張って語れない状況があります。このような課題は行政の責任において解決しなければならず、被差別部落に関係する地域住民がその差別の現実やその不安を相談できたり、差別撤廃を進める人材の育成については、これからも進める必要があります。</p> <p>当課は、上記で述べているように社会における差別意識が地域住民を脅かしている現状から、当該職員及び現在の集会所の体制が必要だと考えています。当該職員の活動時間についても現状を確保する必要がありますが、時差出勤の活用等で関係経費削減に努めたいと思います。</p>